

第二百三十六号議案

東京都介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成三十年十二月四日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
東京都介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成三十年東京都条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第三項中「別表第一の三」の下に「並びに臨床検査技師等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第二十四号）第十二条」を加え、「同令第九条の八第一項」を「医療法施行規則第九条の八第一項」に改め、「」における検体検査の業務」の下に「（東京都介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（以下「条例」という。）第三十一条第三項第一号に規定する検体検査の業務をいう。次項において同じ。）を、「手術」とあるのは「」の下に「条例第三十一条第三項第二号の規定による」を、「医療機器」とあるのは「」の下に「条例第三十一条第三項第三号の規定による」を加え、「「医療」」を「「条例第三十一条第三項第四号の規定による医療」と、臨床検査技師等に関する法律施行規則第十二条第一項中「法第二十条の三第二項の厚生労働省令で定める基準」とあるのは「「条例第三十一条第三項第一号の規定による検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準」」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

第二百三十六号議案 東京都介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部
を改正する条例 一

医療法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の一部を改正する省令（平成三十年厚生労働省令第三百三十四号）の施行による介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成三十年厚生労働省令第五号）の改正に伴い、規定を整備する必要がある。